

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・長崎県特定水産資源の採捕の停止

所管課（室）名

漁 業 振 興 課

告 示

長崎県告示第291号の2

くろまぐろ（大型魚）の採捕の数量が、「長崎県資源管理方針別紙 1－1 第 4 及び同別紙 1－2 第 4 の別に定める「くろまぐろ」について（第10管理期間）」において定める当該くろまぐろに係る五島海区の漁船漁業の割当量を超えるおそれが著しく大きいと認めるため、漁業法（昭和24年法律第267号）第33条第 2 項第 1 号及び長崎県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和 2 年長崎県規則第48号）第 2 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 4 月 26 日

長崎県知事 大石 賢吾

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四) 一一一
(八九五) 二二一
四一

印刷所
長崎県
長崎市樺島町八番十二号

株式会社
寺田宏
印刷
弥ト